

平塚市住居表示整備事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における住居表示整備事業の具体的な実施方法について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 街かく式 数個の街かくをもって町を構成するもので、町の境界を主として主要な街路をとるものをいう。
- (2) 結合式 主要な街路をはさみ、両側に並列する数個の街かくをもって町を構成するものをいう。
- (3) 基準点 住居表示の中心となる施設をいう。

(住居表示の方法)

第3条 住居表示の方法は、街区方式とする。

(基準)

第4条 前条に規定する街区方式は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 町割りの方法は、街かく式とする。ただし、地域の特殊性によりやむを得ないと認めるときは、結合式により行うことができる。
- (2) 町の境界は、公道、河川、水路、鉄道、軌道敷その他恒久的な施設等で区画するものとする。この場合において、境界線は、公道、河川、水路、鉄道、軌道敷その他恒久的な施設等の側線とする。
- (3) 町の形状は、境界が複雑に入り組んだり、飛び地が生じることのないよう簡明な境界線をもって区画された一団を形成するものとする。
- (4) 町の規模は、おおむね99,000平方メートル～330,000平方メートルを基準とし、市街地の用途、人口、家屋の密度、地形等を考慮して定めるものとする。
- (5) 町の名称は、次のとおりとする。
 - ア 従来の名称又は地域の歴史、伝統、文化の上で由緒ある名称で、市民の意向を配慮し、親しみやすく、語調のよいものを用いる。
 - イ 当用漢字を用いる等読みやすく、簡明なものとする。
 - ウ 同一町名又は類似の町名が生じないようにする。

エ 町名に丁目をつける場合は、漢数字を用い、一丁目から九丁目までとする。

(基準点)

第5条 基準点は、平塚駅とする。

(丁目の配列)

第6条 丁目は、基準点から近いところから順番に番号を付けるものとする。

(街区割り)

第7条 街区割りは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 街区は、道路、河川、水路、鉄道、軌道敷その他恒久的な施設等により区画するものとする。
- (2) 私道によって画する場合は、その私道が容易に変更されないものを採用する。
- (3) 街区の規模は、面積がおおむね3,300平方メートル～6,600平方メートル及び戸数が30戸程度とし、道路網の疎密の度合い及びその地域における家屋の密度の状況を勘案して定めるものとする。

(街区符号の付け方)

第8条 街区符号の付け方は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) アラビア数字を用い、〇〇番と呼称する。
- (2) 起点は、基準点に最も近い街区とする。

(住居番号の付け方)

第9条 住居番号の付け方は、住居番号の基礎となるべき番号(以下「基礎番号」という。)によって付けるものとする。

2 基礎番号は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 基礎番号は、縮尺500分の1の実測図に基づいて街区境上に設定する。
- (2) 基礎番号の間隔(以下「フロンテージ」という。)は、原則として10メートルとする。ただし、特別の理由があるときは、地域の実情を勘案して増減することができるものとする。
- (3) 起点は、基準点に最も近い街区の角とする。
- (4) 基礎番号の設定の進路は起点から右回りとし、街区の一辺にフロンテージに2分の1未満の端数が生じたときは直前のフロンテージに加えるものとする。
- (5) 街区の角が曲線の場合は、曲線とそれに接する右回りの辺との交点を起点とする。
- (6) 基礎番号の起点とすべき角がすみ切りとなっている場合は、すみ切りとそれに接する右回りの辺との交点を起点とする。

(7) 街区の一辺が水路等のため建築物等の出入口がない場合において、必要に応じて起点を移動することができる。

3 住居番号は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 設置された基礎番号によって建物その他工作物（以下「建物等」という。）に付ける。

(2) 住居番号は、アラビア数字を用い、〇〇号と称する。

(3) 建物等の主要な出入口が街区の境界となる道路に接している場合は、その出入口が街区の境界線と接するところに付けられている基礎番号とする。

(4) 建物等の主要な出入口が街区の境界となる道路から離れている場合は、その建物等から道路への主要な通路が街区の境界線と接するところに付けられている基礎番号とする。

(5) 建物等の出入口又は通路の中心が基礎番号の分岐点にある場合は、若い数字の基礎番号をもって住居番号とする。

(6) 建物等に出入口又は通路が2以上ある場合は、主要な出入口又は通路を一つ選定して、その出入口が面し又はその通路が面する基礎番号をもって住居番号とする。

(7) 一街区の全部を一つの建物等が占めている場合は、建物等の主要な出入口が面している基礎番号をもって住居番号とする。

(8) 公営住宅、社宅、宅地開発地等で、集団的に整然と建物等が建てられ若しくは計画されている場合は、基礎番号によらず順番に番号を付け住居番号とすることができる。

(9) 学校、公園その他これに準ずる恒久的な施設等で占められている街区については、基礎番号によらず住居番号を付けることができる。

(10) 住居番号を付けるべき建物等は、平塚市住居表示に関する条例施行規則（昭和39年規則第14号）によるものとする。

4 住居番号が重複するときは、次の各号に定めるところにより枝番号を付けることができる。

(1) 一つの基礎番号に該当する建物等が複数存在することになったときは、小さい数字の基礎番号に近い建物等から順次枝番号を付けるものとする。

(2) 前項において、新たに街区内に道路が建設されたときは、基礎番号の後に当該道路の右側については奇数を、左側については偶数の枝番号（別図）を一定の間隔で付けるものとする。

(住居表示の仕方)

第10条 住居表示の仕方は、次の例によるものとする。

(1) 通常の場合

	町名	街区符号	住居番号
	↓	↓	↓
神奈川県 平塚市	〇〇町 (〇〇丁目)	〇〇番	〇〇号

(2) 枝番号を付ける場合

	町名	街区符号	住居番号	枝番号
	↓	↓	↓	↓
神奈川県 平塚市	〇〇町 (〇〇丁目)	〇〇番	〇〇	— 〇〇号

(集合住宅における住居表示の特例)

第11条 集合住宅(団地及びマンション等をいう。以下同じ。)のみの地域の町名は、〇〇団地又は〇〇団地〇〇丁目という呼称を用いることができる。

2 街区割りについては、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 幅員がおおむね4メートル以上の道路によって画された区域をもって一街区とする。
- (2) 街区の中に集合住宅の設計によらない建物等が入り組んで存在する場合は、当該建物等を含めて街区を画する。
- (3) 集合住宅の状態から適当と認められるときは、各棟の存する区域をそれぞれ一街区とすることができる。

3 住居番号の付け方については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 各棟の存する区域をそれぞれ一街区とする場合を除き、棟番号及び各戸の番号を合わせた番号を住居番号とする。
- (2) 棟番号は、基準点に最も近い建物を起点として番号を付けるものとする。ただし、すでに番号が付けられているものについては、そのまま用いるものとする。
- (3) 各戸の番号は、順番に番号を付けるものとする。ただし、すでに番号が付けられているものについては、そのまま用いるものとする。
- (4) 集合住宅の設計によらない他の建物等の住居番号については、第8条の規定により番号を付けるものとする。

4 住居表示の仕方は、次の例によるものとする。

	町名	街区符号	住居番号
	↓	↓	↓
例1 神奈川県 平塚市	〇〇町 (〇〇丁目) 〇〇団地 (〇〇丁目)	〇〇番 (棟番号)	〇〇—〇〇号 (各戸の番号)

		町 名		街区符号		住居番号
		↓		↓		↓
例 2	神奈川県	平塚市	〇〇町 (〇〇丁目) 〇〇団地 (〇〇丁目)	〇〇番 (棟番号)		〇〇号 (各戸の番号)

(共同住宅等の住居表示の特例)

第 1 2 条 集合住宅の設計によらない共同住宅等の住居表示は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 住居番号の付け方

ア 共同住宅等の道路への主要な出入口の基礎番号と各戸の番号を合わせて住居番号とする。ただし、番号が付けられていないものは、順番に番号を付けることができるものとする。

イ 一街区の中にある共同住宅等について順番に棟番号が付けられている場合は、集合住宅の特例に準じて、棟番号及び各戸の番号をもって住居番号とするものとする。

(2) 住居番号の付け方は、次の例によるものとする。

		町 名		街区符号		住居番号
		↓		↓		┌──────────┐
神奈川県	平塚市	〇〇町 (〇〇丁目)		〇〇番		〇〇 — 〇〇号
						↑ ↑
						(基礎番号又は棟番号) (各戸の番号)

(表示板)

第 1 3 条 町名及び枝番号表示板は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 町名の表示は、町名表示板 (第 1 号様式) による。

(2) 枝番号の表示は、枝番号表示板 (第 2 号様式) による。

(その他)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、平塚市住居表示整備事業の実施について必要な事項は、平塚市住居表示審議会に諮って定める。

附 則

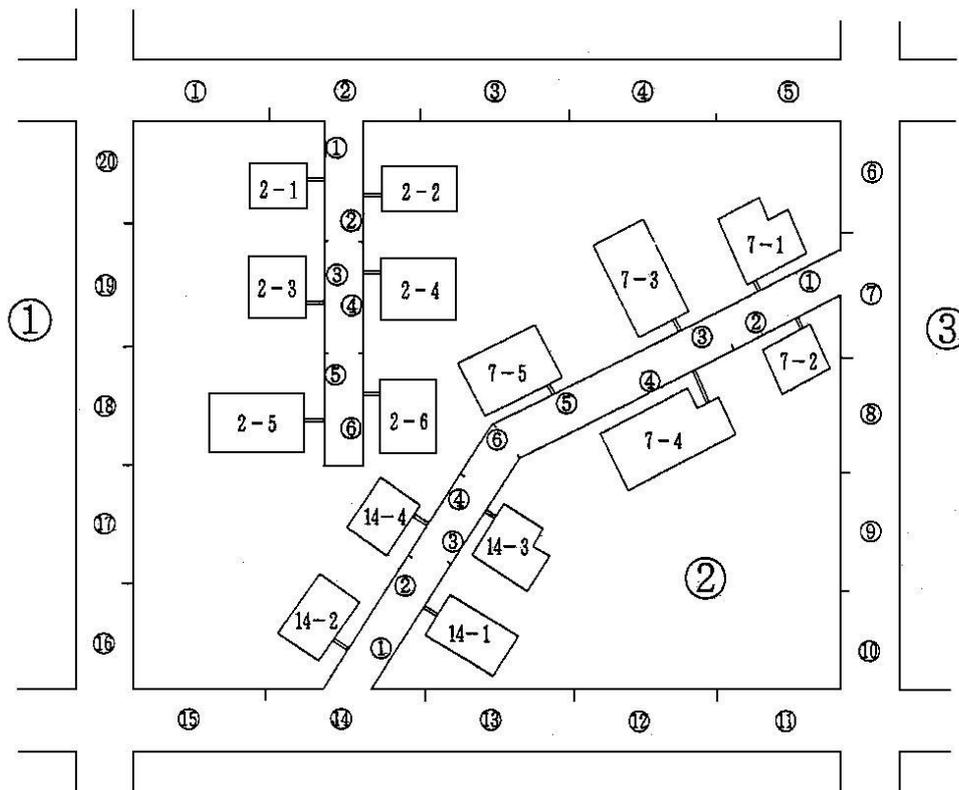
この要綱は、平成 1 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

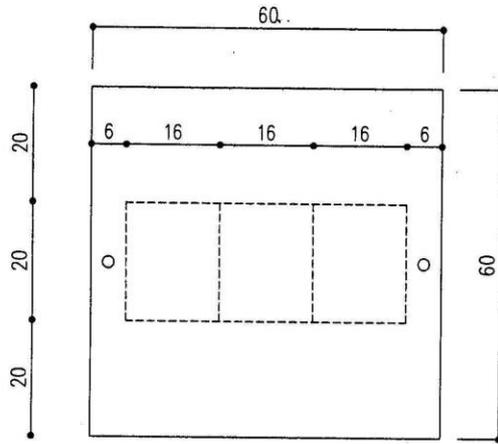
この要綱は、平成 1 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

(別図)

枝番号付番の方法

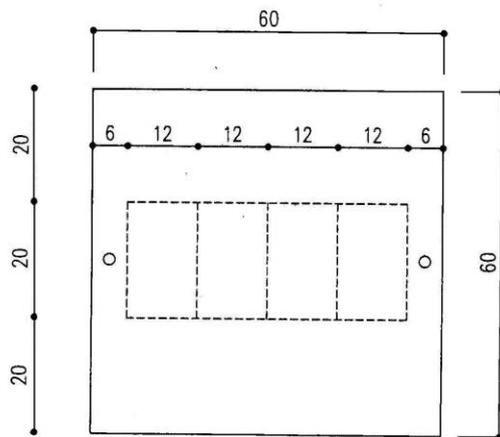


第1号様式 (第13条第1号関係)



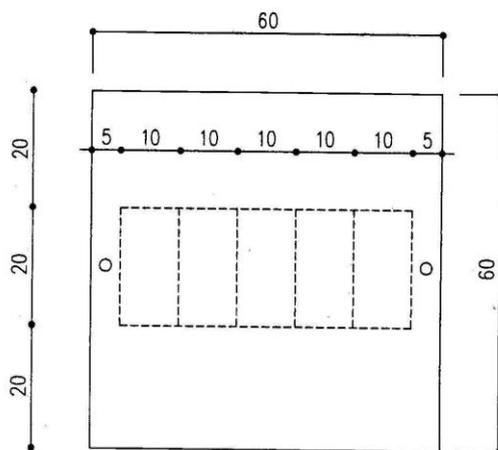
2文字、3文字丁目無

例 天 沼
明石町

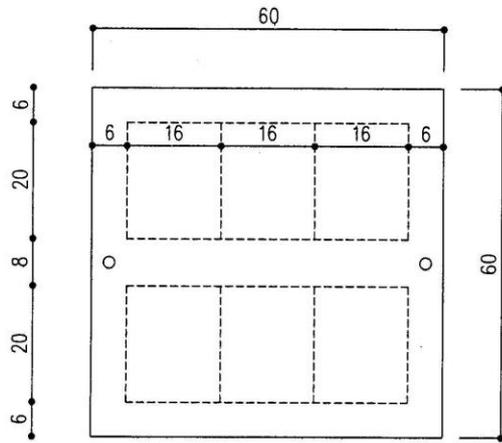


4文字丁目無

例 富士見町



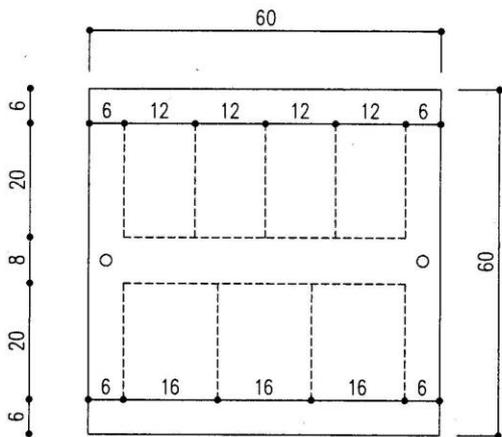
5文字丁目無
(現在使用されていない)



5文字、6文字丁目有
(下段に○丁目)

例

中原 東八幡
一丁目 一丁目



7文字丁目有
(下段に○丁目)

例

ふじみ野
一丁目

第2号様式 (第13条第2号関係)

